

《地方消費税引き上げ分における使途の明確化について》

消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度十津川村一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりとなっています。

(歳入)	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	38,000千円
(歳出)	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	439,056千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	152,436	71,177	35,086	0	13,193	32,980
	老人福祉事業	10,373	0	40	357	898	9,078
	母子福祉事業	6,121	2,040	0	0	530	3,551
	福祉医療事業	21,200	0	6,841	300	1,835	12,224
	児童福祉事業	22,490	15,396	3,545	0	1,947	1,602
	生活保護事業	65,933	49,287	0	216	5,706	10,724
	小計	278,553	137,900	45,512	873	24,109	70,159
社会保険	国民健康保険事業	35,210	4,232	13,980	0	3,048	13,950
	介護保険事業	104,346	5,459	2,729	0	9,031	87,127
	小計	139,556	9,691	16,709	0	12,079	101,077
保健衛生	予防事業	8,424	104	0	0	729	7,591
	保健事業	9,815	0	0	436	849	8,530
	母子保健事業	2,708	162	81	50	234	2,181
	小計	20,947	266	81	486	1,812	18,302
合計	439,056	147,857	62,302	1,359	38,000	189,538	